

幸ヶ谷横断歩道橋整備事業

幸ヶ谷歩道橋の概要

当該箇所は、国道15号と横浜中央通りの交差点にある歩道橋であり、地元の小学校の通学路として指定されていますが、歩道橋の幅員が1.5mと狭く、登下校の際には他の歩行者とのすれ違いが困難な状況となっています。

本事業は、歩道橋の幅員を3mに広げ、歩行者の移動円滑化及び安全な通行を確保するものです。

■事業位置図



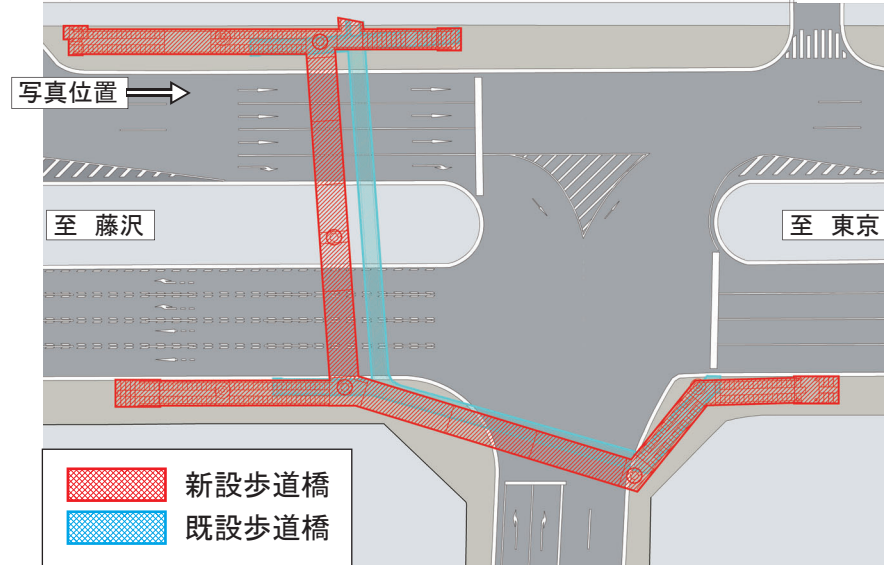
■現況写真



令和8年度の事業

調査設計及び工事を推進します。

■完成イメージ(平面図)



原宿交差点改良事業

国道1号と横浜市道環状4号線が接続する交差点において、側道の一部拡幅、左折車線の設置及び交差点部をコンパクト化する交差点改良工事を実施します。

本事業は交差点改良と電線共同溝を一体として整備します。

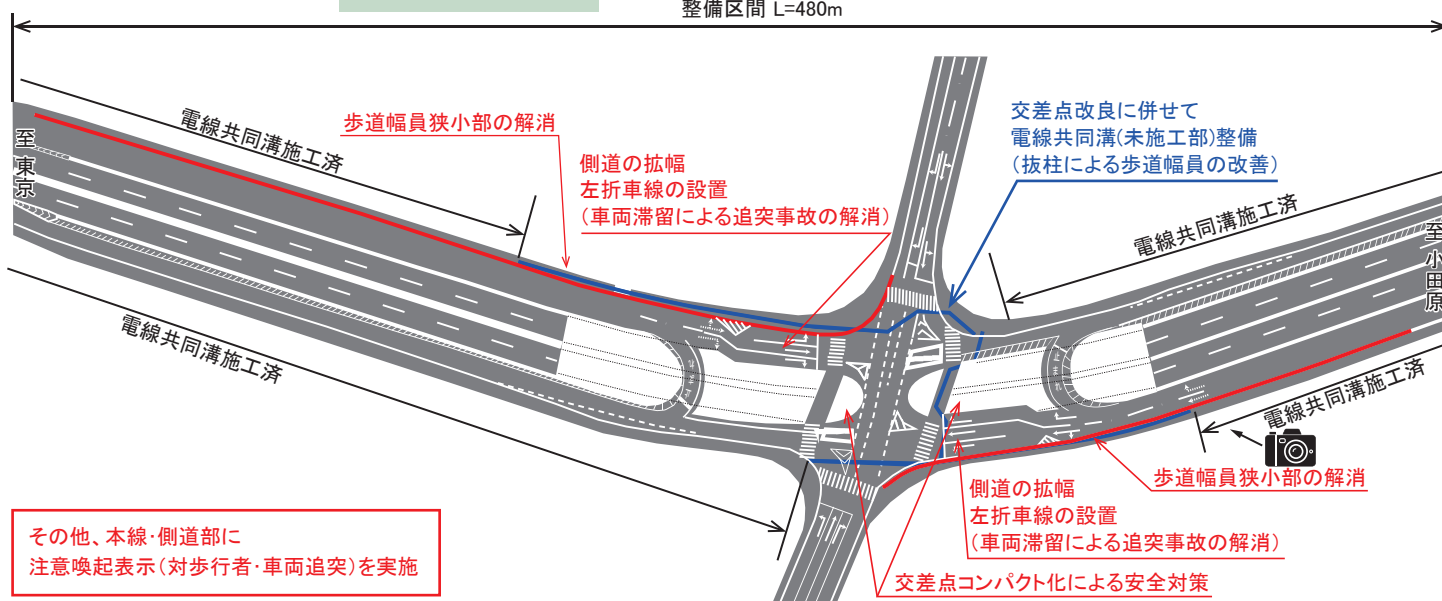
令和8年度の事業

調査設計を推進します。



現況写真

整備区間 L=480m



その他、本線・側道部に注意喚起表示(対歩行者・車両追突)を実施

一般国道1号小田原市民会館前交差点改良

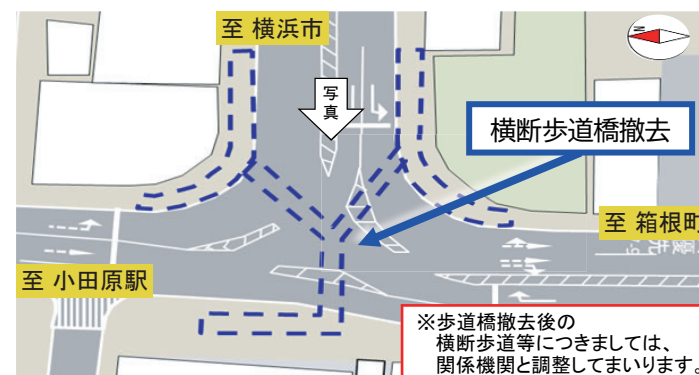
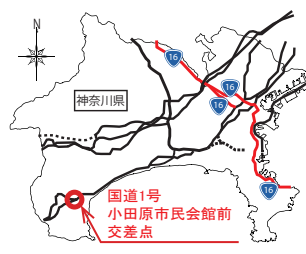
国道1号と国道255線が交差する交差点で、既設横断歩道橋はエレベータ、斜路付階段等が無く、歩行者の移動円滑化及び安全な通行空間が確保されていません。

既設横断歩道橋の撤去及び交差点改良の対策をします。

令和8年度の事業

調査設計を実施します。

■事業位置図



特殊車両通行許可

■特車許可の迅速化

一定の大きさや重さを超える車両(特殊車両)の通行には、あらかじめ道路管理者の許可が必要となります。

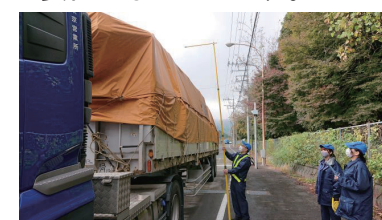
令和元年度より、特車オンライン申請における一元化の実施がなされ、申請期間の短縮を図っています。また、重要物流道路における国際海上コンテナ(40ft背高)の特殊車両通行許可の不要区間の運用も開始され、機動的な輸送ができるようになりました。

申請窓口：交通対策課特殊車両係 045-287-3022
オンライン申請：<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

■違反車両の取締り

道路インフラの老朽化対策に力を入れています。建設後50年を経過する橋梁の割合が増加し、今後さらに老朽化が進むなか、道路橋の老朽化に拍車をかけているのは、重量を違法に超過した大型車両であり、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっています。

道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、違反車両の取締りを実施しています。



取締り状況(高さ計測)

道路占用許可

■道路占用

道路上に電柱などを設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この道路の占用は地上に施設を設置する場合だけでなく、電気・電話・ガス・上下水道などの管路を道路の地下に埋設する場合や、道路の上空に看板を突き出して設置する場合なども含まれます。

■道路占用許可

「道路の占用」をするためには、道路を管理している「道路管理者」の許可を受ける必要があります。

(道路法第32条)

占用の許可を受けた場合には、「占用料」が発生します。(道路法第39条)



不法占用物件に対する指導状況